

神石高原町事業承継支援事業補助金交付要綱

令和2年7月3日

告示第166号

(趣旨)

第1条 町は、まちのにぎわいの維持及び円滑な事業承継によって事業価値を次世代に引き継ぎ、事業活動の活性化を図るため、町内事業所の事業を承継する者に対し、予算の範囲内において神石高原町事業承継支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業承継 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者の代表者が交代することをいう。
- (2) 先代経営者 交付申請時の中小企業者の代表者をいう。
- (3) 後継者 先代経営者の事業を引き継ぐ者をいう。ただし、交付申請時に満年齢65歳以下の者であること。
- (4) 事業所 中小企業者等が自ら行う事業活動の用に供する施設(事務所、工場、研究所又は店舗)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、交付申請時に納期限の到来した町税を完納している者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(大企業者の出資率が2分の1未満である者)で、町内に本社を有する法人の代表者又は個人であって、町内で5年以上事業を営んでいる事業の承継を行う後継者
- (2) 神石高原商工会で事業承継のための支援を受けている者
- (3) 町税の滞納がないこと。

(補助の対象)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」とい。)は、補助対象者が事業承継のために行う、事業所の増改築等施設とする。

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業費が300万円以上で、別表第1のとおりとする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。

3 補助対象事業の増改築等施設整備に係る施工業者は、町内に本店を有する事業者とする。

（補助金の額及び補助率）

第5条 前条第2項に規定する補助対象経費に対する補助金の額及び補助率は、別表第2のとおりとする。

2 前項において、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助の対象外）

第6条 本事業において、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

- (1) 事業承継しようとする事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業である場合又は公序良俗に反する事業である場合
- (2) 営業時間が17時以降のみの場合（昼間の営業がない場合）
- (3) 営業日数が週4日未満の場合
- (4) 町外に本店を有する事業者のチェーン店、支店等を事業承継する場合
- (5) 国、県、町又は公益財団法人等から同一事業に対する助成を受けている場合

（補助対象事業期間）

第7条 補助対象事業期間は、原則として、単年度とする。

（事業承継を行う事業者の認定申請）

第8条 事業承継を行う先代経営者として認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を、別に定める期限までに、町長に提出するものとする。

- (1) 神石高原町事業承継支援事業補助金事業承継事業者認定申請書（様式第1号）
- (2) 事業承継計画書（様式第2号）

- (3) 経営指導等証明願（様式第3号）
- (4) 法人にあっては、直近の決算書の写し、定款の写し及び登記事項証明書の写し
- (5) 個人にあっては、直近の所得税確定申告の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（事業者の認定）

第9条 町長は、認定することが適当と認めるときは、神石高原町事業承継支援事業承継事業者認定通知書（様式第4号）により、適当でないと認めるときは、神石高原町事業承継支援事業承継事業者不認定通知書（様式第5号）により理由を付して、認定申請者にそれぞれ通知するものとする。

2 町長が前項の規定により認定する期間は、認定した日から起算し、3年経過した日の属する会計年度末とする。

（補助金交付申請）

第10条 前条の規定により認定を受けた者で、補助金交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、神石高原町事業承継支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 補助対象事業に係る見積書（明細が分かるもの）、設計図書及び現況写真
- (4) 経営指導等証明願（様式第3号）

（補助金交付決定等）

第11条 町長は、前条の申請について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、神石高原町事業承継支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、適当でないと認めるときは、神石高原町事業承継支援事業補助金不交付決定通知書（様式第8号）により理由を付して、申請者にそれぞれ通知するものとする。

2 町長は、前項の審査に当たっては、中小企業診断士等専門家の意見を聴くことができるものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金交付を決定する場合には、補助金の目的

を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

(補助対象事業の変更等)

第12条 申請者は、次の各号に掲げる事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ神石高原町事業承継支援事業補助金変更承認申請書(様式第9号)により、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の事業内容に変更があり、補助金の決定額が減額する場合
- (2) 補助対象事業の内容に重要な変更がある場合

2 町長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の額を変更決定し、神石高原町事業承継支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第10号)により、申請者に通知するものとする。ただし、補助金の額については、前条の規定により決定した額を超えないものとする。

3 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定後に申請を取り下げるときは、神石高原町事業承継支援事業補助金取下届出書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、前条の規定による当該事業の補助金の交付の決定は、その効力を失うものとする。

(実績報告)

第13条 申請者は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助対象事業が完了した日の属する会計年度末のいずれか早い日までに、神石高原町事業承継支援事業補助金実績報告書(様式第12号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 補助対象事業に係る請求書の写し
- (4) 補助対象事業に係る領収書等の写し又は支払を証明する書類
- (5) 実施状況に関する証拠となる写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第14条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、内容の審

査及び現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、神石高原町事業承継支援事業補助金交付確定通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付）

第15条 申請者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに神石高原町事業承継支援事業補助金交付請求書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、補助金交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象経費	要件
事業所の増改築等施設整備に要する経費	増改築等施設整備にあつては、備品、什器等に要する経費を除く。

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象事業	補助金の額（上限）	補助率
増改築等施設整備（屋外広告物の製作及び設置を含む。）	企業版ふるさと納税の額の範囲内	補助対象経費の10分の10以内